

正当な理由のないサービス提供拒否は 禁止されています！

障害福祉サービス事業者等は、原則として利用申込みに対して応じなければならないこととなっており、特に障害支援区分や所得の多寡を条件としてサービス提供を拒否することは禁止されています。

昨今、他のサービス利用や相談支援の有無によりサービスの利用を拒まれるといった相談事案が発生していることから、各事業所において適切な利用受け入れをお願いいたします。

基準条例第12条(他のサービスでも準用)

指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

提供を拒否することができる正当な理由（例）

- ・当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ・当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービス提供をすることが困難な場合
- ・入院治療が必要な場合



正当な理由なく提供を拒むことは基準違反となります。

※一方では、通所系サービスや居住・入所系サービスは定員の遵守も必要なことに留意願います。

また、全国的に一部の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、入居者が希望する医療・介護サービス等（特に当該有料老人ホーム等の運営主体以外が提供するサービス）の利用について、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせるといった事案が発生していました。適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、利用を制限することは不適切であり、利用者が希望する、もしくは必要であるサービスを不当に制限することがないよう留意願います。

